

令和4年度 山村振興関係予算概算決定額

府省庁名: 環境省

(単位: 千円)

事 項	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 概算決定額 (B)	対前年度 増減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和3年度 補正予算額	備 考
1 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業うち(2)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業	-	3,800,000 の内数	-	-	11,350,000 の内数	再生可能エネルギーポテンシャルが豊富な農地について、営農を前提としながら、再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組について、設備導入に係る費用の一部を補助することにより、他地域への波及効果の高い事例を形成する。 ○補助対象: 地方公共団体、地方公共団体と連携した非営利法人等、地方公共団体と連携した民間事業者、農業者(農業法人を含む)等 ○補助率: 1/2
2 自然公園等事業等	8,332,375	8,332,375	0	100.0%	5,443,567	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを求める国民のニーズに対応するための安全かつ適切な利用施設の整備や長寿命化対策を行う。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援する。
3 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業	251,268	251,268	0	100.0%		- 国立公園等において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、山岳地の保全管理や清掃活動等を行う。
4 国立公園協働型管理運営体制強化事業	27,049	25,819	△ 1,230	95.5%		- 地域と協働した管理運営を行うことで、地域ごとの実態に即したきめ細かな利用サービスを提供できる魅力ある国立公園を目指す。
5 エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	27,709	27,709	0	100.0%		- 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援する。

令和4年度 山村振興関係予算概算決定額

府省庁名:環境省

(単位:千円)

事 項	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 概算決定額 (B)	対前年度 増減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和3年度 補正予算額	備 考
6 生物多様性保全推進支援事業	172,493	172,493	0	100.0%		- 希少野生動物種の保全、外来生物対策、自然公園など生物多様性の保全上重要な地域での保全・再生、生態系ネットワークの構築など、地域の多様な主体による生物多様性保全に関する活動を支援する。
7 鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (次世代の鳥獣保護管理担い手育成事業費を含む)	711,992	661,937	△ 50,055	93.0%		- 国立公園等の貴重な自然植生や農林水産業への被害が深刻となっているニホンジカ等の野生動物の保護・管理やそれらに係る各種調査、人材育成等の一層の充実により、対策の抜本的な強化を図り、地域の活性化に貢献する。
8 指定管理鳥獣捕獲等事業	100,000	200,000	100,000	200.0%	2,300,000	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びヒノシシ)について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等を定めて捕獲する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。
9 一般廃棄物処理施設整備事業 (浄化槽設置事業及び浄化槽市町村整備推進事業を除く)	57,886,001	53,162,907	△ 4,723,094	91.8%	50,200,000	廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を広域的かつ総合的に推進するため、地方公共団体が策定する循環型社会形成推進地域計画に基づいた一般廃棄物処理施設の整備事業等を支援する。 〔循環型社会形成推進交付金等交付対象地域〕 人口5万人以上又は面積400km ² 以上の計画対象地域を構成する市町村(山村地域等については、特例として人口又は面積要件に該当しない場合でも交付対象とする。)
10 浄化槽整備事業	9,106,999	9,010,093	△ 96,906	98.9%	500,000	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援する。
11 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	-	20,000,000	20,000,000	-		- 「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し交付金により支援する。

注1) 表中の事業については、振興山村等条件不利地域を対象にしたもの、振興山村で採択基準の緩和等優遇措置があるもの、事業内容的に振興山村での実施が見込まれるもの等であり、各事業の予算額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。